治水対策案の総合評価(案) 検証対象ダムの総合的な評価(案)

平成28年 1月14日 国土交通省 九州地方整備局

目的別の総合評価(洪水調節)(案)

- ◆「城原川ダム案」、「河道掘削案」、「掘込遊水地案」、「野越し存置+掘込遊水地案」、「流域対策+ 掘込遊水地案」、「流域対策+野越し存置+地役権遊水地案」、「流域対策+野越し存置+掘込遊水地 案」の7案について、7つの評価軸(安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環 境への影響)ごとの評価を行った。
- ◆「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている「⑤総合的な評価の考え方 i)目的別の総合評価」(資料4 別添)に基づき、目的別の総合評価(洪水調節)を行った。

目的別の総合評価(洪水調節)(案)

- 1)一定の「安全度」(河川整備計画において想定している目標〔日出来橋地点540m³/s〕)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「城原川ダム案」である。また、目標を上回る洪水が発生した場合の「安全度」においても、「城原川ダム案」が有利である。
- 2) 「時間的な観点からみた実現性」として10年後に、完全に効果を発現していると想定される案はないが、15年後に最も効果を発現していると想定される案は「城原川ダム案」である。
- 3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、 2) の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、洪水調節 において最も有利な案は「城原川ダム案」である。

検証対象ダムの総合的な評価(案)

◆「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている「⑤総合的な評価の考え方 ii)検証対象ダムの総合的な評価」(資料 4 別添)に基づき、検証対象ダムの総合的な評価を行った。

総合的な評価(案)

- ▶ 洪水調節の目的について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「城原川ダム案」である。
- ▶ 城原川ダムは洪水調節のみを目的とする洪水調節専用(流水型)ダムであることから、目的別の総合評価結果を踏まえ、総合的な評価の結果とする。



総合的な評価の結果として、最も有利な案は「城原川ダム案」である。

(別添)「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」抜粋

⑤総合的な評価の考え方

i)目的別の総合評価

洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。

- ①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。
- ③に掲げる評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下 のような考え方で目的別の総合評価を行う。
 - 1) 一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する 費用等も評価する。
 - 2) また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。
 - 3) 最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示す全ての評価軸により、総合的に評価する。

特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と併せて十分に 検討することとする。

なお、以上の考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。

新規利水、流水の正常な機能の維持等についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。

なお、目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。

ii)検証対象ダムの総合的な評価

i)の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。